

令和3年度事業計画

I 事業運営の基本方針

「じぶんの町を良くするしくみ。」である共同募金運動は、本年度で75回目を迎えます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援するため、いち早く5月以降、1000世帯への食品提供を行う団体への助成や、「赤い羽根子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」に取り組むとともに、年明けからは「コロナ禍特別助成」を実施し、子ども食堂などへの継続的な支援を行ったところです。

このような取組を進めている共同募金ですが、近年は人口の減少や高齢化の進展などにより募金額の減少傾向が続くとともに、昨年初めから始まった新型コロナウイルス感染症の流行は社会経済に打撃を与え、共同募金運動にも様々な影響を及ぼしています。

そうした中で、コロナ禍により生活に困難を抱える方々への支援はもとより、子どもの貧困や社会からの孤立、引きこもりなどの新たな福祉課題の出現、近年の地球温暖化に伴うと言われる自然災害の頻発など、支援ニーズは増大・多様化しており、共同募金の果たすべき役割はますます重要となってきました。

このため、本会においては少しでも共同募金の減少を食い止めるため、寄付つき商品・企画の売上げの一部を共同募金に寄付する「募金百貨店プロジェクト」や、不用となった羽毛製品を回収し収益の一部を共同募金に寄付する「UMOUプロジェクト in 山口」などの取組を展開しているところです。

共同募金を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、本会としては、誰もが住み慣れた地域で社会の一員として安心して暮らすことができるよう、市町共同募金委員会と一体となって、長期化するコロナ禍など環境の変化に的確に対応しつつ、「共同募金の運動性の再生10年方針」（平成30年3月策定）に沿って、共同募金運動を積極的に推進します。

II 事業計画

1 共感できる募金の推進

市町共同募金委員会との連携のもと、地域の解決すべき課題等を把握し、地域住民にしっかり示した上で、戸別募金や職域募金等の推進を図るとともに、「募金百貨店プロジェクト」や「テーマ募金」などの新たな募金手法の充実強化に取り組みます。

(1) 明確に説明できる目標額の設定

県全体で必要となる資金ニーズや公募結果等を踏まえた目標額を設定するとともに、広く周知を図ります。

- ▽ 市町共同募金委員会による資金ニーズの取りまとめ
- ▽ 助成の公募や助成情報のマスコミへの発表
- ▽ きらめき財団が開催する「助成事業説明会」への参加による関係団体等への情報提供
- ▽ 新聞への掲載による目標額の周知

(2) 既存の募金手法の活性化と新たな募金手法の実施

既存の募金手法の活性化を図るとともに、新たな募金手法にも積極的に取り組みます。

① 既存の募金手法の活性化

既存の募金手法を点検し、募金増強につながる改善を行います。

- ▽ 戸別募金の活性化
 - ・ 市町共同募金委員会への募金資材の斡旋及び取組の支援
 - ・ 自治会等関係団体への丁寧な説明と協力の要請
 - ・ マスコミへの資料提供やポスター等による広報活動の充実
- ▽ 法人・職域募金の活性化
 - ・ 市町共同募金委員会の取組促進及び、市町共同募金委員会との役割分担を踏まえた募金の依頼
- ▽ 街頭募金・イベント募金

- ・ 市町共同募金委員会による街頭募金の実施
- ・ 企業等と協働した街頭募金やイベント募金の実施

▽ 子ども会募金

- ・ 県子ども会連合会と連携した組立式募金箱の提供による募金の実施

▽ NHK歳末たすけあい

- ・ NHK山口放送局への広報充実等の働きかけ
- ・ 同局への募金受入窓口の設置

▽ 市町共同募金委員会への支援

- ・ 共同募金運動推進強化特別支援事業による市町共同募金委員会の取組支援

② 新たな募金手法の開発実施

高齢化の進行や人口の減少などにより既存の募金は漸減傾向にあるため、新たな募金手法の充実に取り組みます。

▽ 赤い羽根テーマ募金

- ・ ホームページ等による赤い羽根テーマ募金取組団体の募集
- ・ ホームページ等によるPR及び募金の募集
- ・ **新** 県共募による実施団体の一括認定

▽ 募金百貨店プロジェクト

- ・ 「募金百貨店プロジェクト」参加企業の拡充

▽ UMOUプロジェクト in 山口

- ・ 不用になった羽毛製品の回収による「UMOUプロジェクト」の取組促進
- ・ 市町共同募金委員会と連携した行政への働きかけ

▽ **新** オリジナル缶バッジ等による「ガチャガチャ募金」の実施

▽ **新** 中央共同募金会と連携した「コロナ禍緊急募金」の実施

(3) 福祉教育による寄付文化の浸透

地域福祉と「赤い羽根」を結びつけた福祉教育を実施し、寄付文化の浸透を図ります。

▽ 小・中学生、高校生を対象とした、「赤い羽根出前授業」の実施

(4) 赤い羽根のPRの徹底

赤い羽根共同募金運動の醸成を図るため、赤い羽根の着用を促進するとともに、様々な場面で赤い羽根が目に触れる環境づくりを進めます。

- ▽ 赤い羽根オープニングイベントの実施
- ▽ 県・市町社会福祉協議会へのPRの働きかけ
- ▽ 寄付金贈呈式や助成交付式などを活用したPR
- ▽ 地域住民と接する機会の多い業種の方への赤い羽根着用の働きかけ
- ▽ オリジナル赤い羽根募金バッジ等の制作・提供
- ▽ **新** 赤い羽根共同募金パンフレットの作成

(5) 遺贈・相続寄付の取組強化

次世代のために遺贈・相続寄付を通じて社会貢献したいと考える方々も少しずつ増えているとされており、その受け皿となることができるよう取組を進めます。

- ▽ パンフレットの配布による広報・啓発
- ▽ ホームページでのPR
- ▽ 職員の資質向上を図るための研修会等への積極的参加

2 地域ニーズを反映した助成の確立

共同募金の使命である地域福祉の充実を図るため、地域の課題やニーズを的確に把握して具体的な良い変化が期待できるような助成を行うとともに、助成した活動の内容や成果をホームページに掲載するなど効果的な広報に努めます。

(1) 助成の明確化

助成については、県域及び地域の区分を明確にし、それぞれの役割に応じて、地域福祉を推進するための活動等への支援を行います。

- ▽ 県域助成の取組
 - ・ マスコミへの発表やホームページへの掲載による公募の実施
 - ・ 県社会福祉協議会との協議による福祉ニーズの把握
 - ・ **新** 改正助成要綱による助成の実施

- ・ (新) 改正助成要綱に定める「特別助成プログラム」の検討
- ・ (新) 中央共同募金会と連携した「コロナ禍緊急助成」の実施

▽ 地域助成の見える化

- ・ 助成の公募の促進
- ・ 歳末たすけあい助成先の明確化の促進

(2) 使途の明確化

共同募金の使われ方が寄付者及び協力者に明確に伝わる取組を進めます。

▽ 助成先からの「ありがとうメッセージ」の取組の強化

▽ 公募助成等による透明性の確保及びPR

(3) 配分委員会・審査委員会による審査

配分委員会及び審査委員会の審査により適正な助成に努めます。

▽ 配分委員会及び審査委員会の開催

3 参加と協働による組織運営の確立

共同募金運動の一層の推進に向けては、市町共同募金委員会の役割が重要であることから、市町共同募金委員会の取組の強化に向けて支援を行うとともに、県・市町社会福祉協議会との連携を強化します。

また、自治会、民生委員・児童委員協議会をはじめ、様々な関係団体と協働して共同募金運動の活性化を図ります。

(1) 県社会福祉協議会との連携強化

県域における地域課題への的確な対応を図るため、県社会福祉協議会との連携を強化します。

- ▽ 県社会福祉協議会「第6次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」を推進する助成の実施
- ▽ 県社会福祉協議会と連携した研修会の実施
- ▽ (新) 改正助成要綱に定める「特別助成プログラム」の協議（再掲）

(2) 市町共同募金委員会への支援

共同募金運動の一層の推進を図るため、市町共同募金委員会への支援を積極的に進めます。

▽ 市町共同募金委員会への支援

- ・ 地域（B）助成財源割合（原則として6割以上）の確保
- ・ 募金資材の斡旋及び事務費の支援
- ・ 共同募金運動推進強化特別支援事業の実施

▽ 市町共同募金委員会事務局長・担当者会議の開催

▽ (新) 改正助成要綱に定める「特別助成プログラム」の協議（再掲）

(3) 地域福祉活動計画との連動

地域福祉活動計画を推進する県・市町社会福祉協議会の取組を支援します。

▽ 県社会福祉協議会「第6次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」及び市町社会福祉協議会の地域福祉計画と連動した助成の積極的推進

(4) 関係団体との連携強化

自治会、民生委員・児童委員協議会をはじめ共同募金運動を支える様々な関係団体との連携・協働に努めます。

▽ 共同募金運動推進のための関係団体との意見交換の場づくり

▽ 各種団体への助成ヒアリング等を通じた共同募金運動への協力依頼

4 県共同募金会の運営

県共同募金会の円滑かつ効果的な運営に努めます。

(1) 県共同募金会の適切な運営

本会の適切な運営を図るために理事会等を開催します。

▽ 理事会、評議員会及び配分委員会の開催

▽ 職員の資質向上に向けた研修会等への積極的な派遣

▽ 県共同募金会の運営に必要な経費の確保

(2) 災害等準備金の積立

災害の発生に備えて、準備金を積み立てます。

- ▽ ボランティアセンター設置等の支援のための災害準備金の積立

(3) 被災者への見舞金の支給

県内の火災等の被災者に対して、見舞金を支給します。

- ▽ 被災者見舞金の支給

(4) 共同募金協力者に対する顕彰

共同募金への協力者等に対する顕彰を行います。

- ▽ 共同募金運動に功績のあった個人・団体の表彰
- ▽ 厚生労働大臣表彰、知事表彰などの推薦

(5) 受配者指定寄付金

社会福祉法人等への寄付が税制の優遇措置を受けられる「受配者指定寄付金」に継続して取り組みます。

- ▽ 受配者指定寄付金の取扱い
- ▽ ホームページによる広報

(6) 民間資金による助成事業への協力

民間資金による福祉事業の助成について、推薦等の協力を行います。

- ▽ 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業等への推薦など